■令和7年度下半期　随意契約の締結状況

No.	担当部署名		契約件名	契約の相手方	契約金額（税込）	契約締結日	履行期間（納入期限）		適用条項（地方公営企業法施行令第21条の13第1項）	随意契約理由
							開始日	終了日		
1	上下水道局	お客さまセンター	上下水道料金調定収納システム保守業務	(株)南大阪電子計算センター	¥3,395,040	令和８年３月30日	令和８年４月１日	令和９年３月31日	第2号	上下水道料金調定収納システムは、(株)南大阪電子計算センターが開発しているシステムであり、当該事業者でなければ正確な保守業務を実施することができないことから、性質・目的が競争入札に適しないため随意契約を行うもの。
2	上下水道局	お客さまセンター	水道料金等収納業務委託	りそな決済サービス株式会社	単価契約	令和８年３月31日	令和８年４月１日	令和９年３月31日	第2号	委託業者を変更した場合、発行済納付書の差し替え、決済手段の制限及び上下水道料金調定収納システムの改修費用等が発生することから、現状のサービス提供を維持し、かつ経費の増大を抑制できるのは、当該事業者だけであるため契約の性質・目的が競争入札に適しないため随意契約を行うもの。
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										